

参 考

ナスダック・ジャパン市場において外国会社に日本語での書類の作成が求められる書類等について

- 1 証券取引法に基づいて作成される主な書類
 - ・有価証券届出書
 - ・有価証券報告書
 - ・半期報告書
 - ・臨時報告書
- 2 当所規則に基づいて作成される書類
 - ・上場外国会社が行う適時開示に係る書類（ED-NETを利用して開示される書類）
- 3 その他新規上場申請書類（有価証券上場申請書、上場申請に係る決議通知書、上場契約書等）については、英語での作成を認めることとする。

（注）3に関する書類については、日本語又は英語による作成を求める（当該言語以外の言語の場合、日本語又は英語への翻訳及びその翻訳が正しいことを証する書面の提出を求める。）